
指定居宅サービス利用契約書 重要事項説明書

契約者印
裏にも

指定通所介護事業者

平成12年3月31日

指定番号 岐阜県 2171100296

代理人印
裏にも

第1章 総則

(契約の目的)

- 第1条** 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、指定居宅サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、添付「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

(契約期間)

- 第2条** 本契約の期間は、契約締結の日から1年間とします。
- 2 契約期間満了の7日間前までに契約者から文書によって契約終了の申し入れ(更新の拒絶)がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(個別の居宅サービスに係わる介護計画の決定・変更)

- 第3条** 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別の居宅サービスに係る介護計画(それぞれのサービスの介護計画である通所介護計画を指す。以下「個別サービス計画」といいます。)を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面で交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

- 第4条** 事業者は、通所介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

- 第5条** 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、契約者との合意によって、介護保険給付対象外のサービスとして、通所介護サービスにおいて日常生活上必要となるものに係るサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

(契約期間)

第6条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約期間をいう。

(運営規程の遵守)

第7条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

第2章 サービス利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第8条 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け添付「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：介護保険負担割合証記載の負担割合)を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払いといいます)。)

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、添付「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 契約者は、前2項に定めるサービス利用料金をサービスの利用月の月末締め請求書に対し、翌月28日までに事業者の定める支払い方法により支払うものとします。

(利用の中止・変更・追加)

第9条 契約者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は利用当日の7:50までに事業者のその旨を伝えることとします。

- 2 契約者が、利用当日の7:50までに利用の中止を申し出なかった場合は、添付「重要事項説明書」に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者が満員により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者がサービスの利用を中止し、事業者を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用料金の変更)

第10条 第8条第1項に定めるサービスの利用料金について、介護給付費等の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第8条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、事前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第11条** 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財物の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員、契約者の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
 - 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 5 事業者は、契約者もしくは家族等の請求に応じて指定居宅サービスの提供について記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。
 - 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族に連絡を取ると共に、契約者の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

- 第12条** 事業者、サービス従事者及び従業員は、指定居宅サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 個人情報の保護及び管理については、別に定める個人情報に関する基本規程によるものとします。

第4章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 第13条** 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

- 第14条** 契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
- (1) 決められた場所以外での喫煙
 - (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
 - (3) 事業者が定めた以外の物の持ち込み

第5章 損害賠償(事業者の義務違反)

(損害賠償責任)

第15条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合で、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減ずることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第16条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第17条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第18条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業者を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第(1)号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第19条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。

この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。

(1) 第 10 条第 3 項により本契約を解約する場合

3 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1) 契約者が入院した場合

(2) 契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第20条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

(1) 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合

(2) 事業者もしくはサービス従事者が、第 12 条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第21条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 契約者による、第 8 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、その後 1 ヶ月間の催告にもかかわらずこれが支払われない場合

(3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は、契約者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効)

第22条 第 18 条から第 20 条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第7章 その他

(苦情処理)

第 23 条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(事故発生時の対応)

第 24 条 事業者は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとします。

(裁判管轄)

第 25 条 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、岐阜地方裁判所多治見支部をもって第一管轄裁判所とすることを、事業者及び契約者は予め合意します。

(重要事項説明書について)

第 26 条 契約者又は代理人は、本契約に基づく添付「重要事項説明書」について説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意します。

(協議事項)

第 27 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくは署名代行者と誠意をもって協議するものとします。

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第 37 号 96 条 5 項に基づいて当事者があなたに説明すべき事項は下記の通りです。

重要事項説明書（通所介護共通）

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 美徳会
法人所在地	岐阜県多治見市上山町 1 丁目 97 番地 2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	西尾太志
設立年月	平成 10 年 7 月 2 日
電話番号	(0572) 25-0780

介護保険法令に基づき岐阜県知事から指定を受けている提供サービス及び事業所名（指定番号）

介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ビアンカ	(2171100247)
短期入所生活介護（介護予防有り）	特別養護老人ホーム ビアンカ	(2171100247)
通所介護（介護予防有り）	ビアンカデイサービスセンター	(2171100296)
居宅介護支援サービス	ビアンカ居宅介護支援事業所	(2171100585)
訪問介護（介護予防有り）	ビアンカヘルパーステーション	(2171100643)
特定施設入居者生活介護（介護予防有り）	ケアハウスビアンカ	(2171100866)

2 当事業所の基本理念

基本理念	ビアンカ～美しく安心のできる家～という如く、家庭的な温もりのある生活の場で暮らしていただくために以下の基本理念を定める。 ① 利用者の生活の中で、基本的人権が守られるよう細心の配慮をもって介護する。 ② 利用者が安心して家庭的な生活を送り、幸せを感じることができるよう介護をする。 ③ 利用者が目標と生きがいを持てる、生きている喜びを感じることができるよう介護をする。
------	--

3 事業所概要

事業所の名称	ビアンカデイサービスセンター
事業所の所在地	岐阜県多治見市上山町 1 丁目 97 番地 2
管理者	塚本直也
電話番号	(0572) 21-2150
FAX 番号	(0572) 21-2160
E-mail アドレス	info@bitokukai.com

4 利用施設で併せて実施する事業

施設の種類の		岐阜県知事事業所指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設サービス	介護老人福祉施設	平成 12 年 3 月 31 日	岐阜県 247 号	120 人
居宅サービス	通所介護	平成 12 年 3 月 31 日	岐阜県 296 号	35 人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成 12 年 3 月 31 日 平成 18 年 4 月 1 日	岐阜県 247 号	10 人
	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 16 年 10 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	岐阜県 643 号	
	居宅介護支援	平成 16 年 6 月 1 日	岐阜県 585 号	
	介護予防・日常生活 支援総合事業	平成 30 年 4 月 1 日		

5 事業目的と運営方針

事業の目的	通所介護は、介護保険法令等に従い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活が送れるように支援することを目的として、利用者に通所介護サービスを提供する。
施設運営の方針	事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

6 施設の概要

敷地	8530.54 m ²
建物	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建（耐火建築）
延べ床面積	6651.14 m ²
利用定員	130 名（短期入所 10 名） 通所介護 35 名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1 人あたりの面積
1 人部屋（東館）	（ 15 ） 室	215.5 m ²	14.8 m ²
1 人部屋（西館）	（ 63 ） 室	892.5 m ²	14.2 m ²
2 人部屋	（ 26 ） 室	620 m ²	11.9 m ²

(2) 主な設備

東館

設備の種類	数	面積
食堂	2 室	232 m ²
機能訓練室	2 室	90 m ²
一般浴室	1 室	77 m ²
機械浴室	2 室	59.96 m ²
医務室	1 室	32.67 m ²
デイルーム	1 箇所	322 m ²

西館

設備の種類	数	面積
食堂及び機能訓練室	2 室	278.54 m ²
一般浴室	2 室	80.03 m ²
機械浴室	1 室	22 m ²
個浴室	1 室	11.12 m ²

7 利用の変更（中止・追加）

利用の変更	利用当日の 8 : 30 までに、利用者の都合により利用を変更（中止・追加）することができます。
取消料	利用期間中あるいは利用開始日当日 8 : 30 以降の利用中止を申し出された場合、取消料として、予定された食費の実費額（850 円）を負担して頂きます。

8 職員体制（主たる職員）

従業者の種類	事業者指定の基準	員数
管理者	1	1
生活相談員	1	1 以上
介護職員	5	5 以上
看護職員	1	1 以上
機能訓練指導員	1	1 以上

9 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
管理者	8：00～17：00	4週8休
生活相談員	8：00～17：00	4週8休
介護職員	8：00～17：00	4週8休
看護職員	8：00～17：00	4週8休
機能訓練指導員	8：00～17：00	4週8休

10 営業日及び予約方法

営業日	月～土曜日 年末年始は除く
予約の受付	担当ケアマネジャーを通して当事業所へお申し込み下さい。
サービス提供時間	9：00～16：00

11 サービスの概要

種類	内容
栄養管理	栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。食事時間：12：00～13：00
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	入浴は一般浴槽、座浴槽、寝台浴槽を用意しています。
機能訓練	機能訓練指導員による利用者の状況に応じた機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。

12 利用料金

多治見市・土岐市通所型サービスに係る料金（第一号通所事業）

（1点＝10.14円）

項目	料金	項目	料金（月額）
要支援1：週1回程度	436点/回	科学的介護推進体制加算	40点/月
〃 月4回超の場合	1,798点/月	サービス提供体制強化加算Ⅱ	72点/144点
要支援2：週2回程度	447点/回	生活機能向上グループ活動加算	100点
〃 月8回超の場合	3,621点/月	送迎減算（片道につき）	-47点

介護保険対象サービスに係る料金：普通規模型

（1点＝10.14円）

項目	通常料金（日額）	非常災害時の時間短縮料金（日額）			
	7時間以上 8時間未満	6時間以上 7時間未満	5時間以上 6時間未満	4時間以上 5時間未満	3時間以上 4時間未満
要介護1	658点	584点	570点	388点	370点
要介護2	777点	689点	673点	444点	423点
要介護3	900点	796点	777点	502点	479点
要介護4	1,023点	901点	880点	560点	533点
要介護5	1,148点	1,008点	984点	617点	588点

項目	料金（日額）	項目	料金（日額）
入浴介助加算Ⅰ	40点	送迎を行わない場合	-47点
入浴介助加算Ⅱ	55点	中重度ケア体制加算	45点
科学的介護推進体制加算	40点/月	認知症加算	60点
機能訓練加算（Ⅰ）イ	56点	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18点
機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76点		
機能訓練加算（Ⅱ）	20点/月		

※上記利用料に加え、**介護職員等処遇改善加算Ⅰ**が1カ月の利用単位数に加わります。

※契約者様の介護保険負担割合証記載の負担割合で請求させていただきます。

※基準限度額を超える費用は全額自己負担となります。

介護保険外サービスに係る料金（その他費用）

項目	費用	項目	費用
ゴミ出し 1袋	100 円	教養娯楽費	実費
		理美容代	3,300 円
食費（喫茶代含む）	850 円	領収書再発行手数料	1,100 円
オムツ代	リハビリパンツ 140 円 紙オムツ 120 円 尿とりパット 30 円	その他文書発行手数料	550 円
		ガーゼ類	50 円

1 3 苦情申立窓口

相談窓口	利用時間・利用方法等
事業所の苦情受付担当	窓口担当者 各務ひさえ 受付時間 午前 8 時～午後 5 時 利用方法 電話（0572）21-2150 Fax（0572）21-2160
苦情解決第三者委員	司法書士 柳生唱一 多治見市豊岡町 3-48 柳生司法書士事務所 電話（0572）26-8855 弁護士 石垣智康 多治見市宮前町 2-46 石垣法律事務所 電話（0572）23-6305
その他の申立先	多治見市介護保険調整委員会（市役所福祉部高齢福祉課内） 利用方法 手紙、直接市役所へ 〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町 1 丁目 233 番地 電話（0572）22-1111 Fax（0572）25-6434 土岐市役所高齢介護課 利用方法 手紙 〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 電話（0572）54-1314 FAX（0572）55-1367 岐阜県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口 受付時間 午前 9 時～午後 6 時 利用方法 手紙 〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係 直接申し出る場合 岐阜市薮田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 5 階 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係 電話（058）275-9826 Fax（058）275-7635

1 4 事故発生時の対応

事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族及び担当介護支援専門員等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。 安全対策担当者 塚本 直也
----------	--

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームビアンカ 消防計画」及び「地震防災応急計画」により対応を行います。
--------	--

平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホームビアンカ 消防計画」及び「地震防災応急計画」により年２回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	13箇所
	避難階段	5箇所	屋内消火栓	13箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	57箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
消防計画書	消防署への届出日：平成26年2月28日 防火管理者：後藤芳郎			

16 当施設のご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって使用してください。これに反して使用し破損等が生じた場合は、賠償していただきます。
飲酒・喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はご相談下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はお断りします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

17 提供するサービスの第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

18 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。（担当者 小川貴大）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

指定通所介護サービスの提供開始に際し、下記説明者より、本書面に基づき重要事項の説明を受けたことを確認します。

説明者 職名（ 生活相談員 ） 氏名 各務 ひさえ ⑩

契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意いたします。

記

住 所

代理人 氏 名

続 柄

電話番号

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者又は代理人、事業所が署名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

住 所

契約者 氏 名 印

電話番号

住 所

代理人 氏 名 印

電話番号

事業者 岐阜県多治見市上山町1-97-2
社会福祉法人 美徳会
事業所名 ビアンカデイサービスセンター
管理者 塚本 直也 印

契約者印

代理人印